



ふじとだより

和歌山市立藤戸台小学校

令和6年10月1日号



全校みんなで取り組む 運動会の練習が始まりました！



秋分の日が過ぎ、昼の長さが日に日に短くなってまいりましたが、お変わりなくお過ごしでしょうか。

保護者の皆様には、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、8月26日から始まった2学期ですが、もう1ヵ月が経ち、子供たちも夏休みのリズムから学校生活のリズムに切り替えて、毎日の学習を頑張ってくれています。そして、10月に入ると全校のみんなで取り組む「運動会」の練習が、本格的に始まります。もうすでに、各学年では、9月に入ってから少しずつ練習している様子も伺え、「運動会」へのモチベーションもだんだん高まってきているように思います。また、9月26日（木）には朝から第一回の「運動会」全体練習がありました。全校児童が運動場に集まり、座席の確認と体操隊形、開会式、閉会式などの練習を行いました。900人ほどが一斉に行動するのですが、みんな集中していて悪ふざけする子もいませんでした。話を聞く態度も素晴らしく、話し手の方を向いて静かに聞くことができました。特に6年生の姿が素晴らしく、さすがは最高学年です。1～5年生のお手本となる姿を見せてくれました。練習の最後に、校長の話



の時間がありましたので、上記のように頑張っているということと、運動会本番ではカッコいい姿を見せてほしいということ、みんなで運動会を創っていくために協力しようということ話をし、『頑張るぞ！』『おー！』とみんなで気合を入れて、この日の練習を終えました。

これから18日まで、運動会の練習が続きます

すが、事故やケガ、熱中症に注意をしながら、取り組みたいと思います。

保護者の皆様には、体操服の洗濯や飲み物の用意など、ご協力いただくこともありますが、どうぞよろしくお願いいたします。本番を楽しみにお待ちしております。

まだまだ熱中症には気をつけたいです

本校の熱中症予防対策として、下記の通りガイドラインを設け教職員で共有しております。このガイドラインは本校HPに載せておりますので、ご確認くださいませようお願いします。

また、本校育友会のご協力により、児童玄関の運動場側入り口に「ミストシャワー」を設置いたしました。少しでも熱中症の予防になることを願っています。ミストシャワーを浴びた子供たちは「気持ちいい」「ひんやりする」



などと言いながら喜んでくれました。運動会が終わるまでは設置しておく予定ですので、ご来校の際にはミストシャワーもご覧いただくとありがたいです。

〇お知らせ

熱中症予防対策関連で、「水分補給」に関するお知らせです。

◎持参してもよい飲み物（お茶、水、経口補水液、スポーツドリンク）

※糖分等の過剰摂取を防ぐため、スポーツドリンクは2～3倍に薄め塩を1.5g～3g入れたものをお勧めします。

※経口補水液、スポーツドリンクにつきましては、運動会の練習中及び運動会当日までとさせていただきます。

※スポーツドリンクの摂取につきましては、各学級でも指導しますが、ご家庭におかれましてもご指導くださいますようお願いいたします。

◎持参の方法（水筒等で持参する）

※水筒の代用としてペットボトルを使用することは衛生面等からお勧めしませんが、各ご家庭のご判断にお任せします。

☆子供たちの健康と安全のためご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

令和6年10月1日 学校長 辻 本 和 孝

令和6年度
和歌山市立藤戸台小学校

～学校教育活動における熱中症事故の防止のためのガイドライン～
Fujitodori Line

■ ■ ■ 学校教育活動における熱中症事故の防止のためのガイドライン ■ ■ ■

本校においては、昨今の気温変化や熱中症の発生状況等を踏まえ、児童の健康被害を防ぐためには、それほど高くない気温（25～30℃）の時期から適切な措置を講ずることや、暑さ指数（WBGT）等を活用して熱中症の危険性を適切に判断すること等が重要である。ここにガイドラインを定め、このことについて、教職員の共通認識のもと、熱中症事故の防止に確実に取り組む。

【1. 熱中症事故を防止するための環境整備について】

- 活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整えること。
- 活動中や活動終了後に水分や塩分の補給を行うこと。
- 熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等適切な処置を行うこと。
- 空調設備を有効活用し、普通教室、特別教室、体育館など場所により空調の整備状況に差があることも考えられることを踏まえ、活動する場所による空調設備の有無に合わせて活動内容を設定すること。

【2. 活動実施に関する判断について】

熱中症を防止するため、判断基準と判断者を次のように定める。

- 熱中症の危険性を判断する基準としては、暑さ指数（WBGT（湿球黒球温度））を用いる。
- 暑さ指数については、環境省の「熱中症予防情報サイト」で、当該地域の実況値・予測値を確認し、環境省・気象庁による熱中症警戒アラートの情報も確認する。
- これらの情報を活用し、さらに、実施する活動場所においては、暑さ指数測定器により、指数を測定する。暑さ指数が3.1を超える場合には、活動を中止する。授業者は、計測器を携帯し、活動中（授業中）においても暑さ指数を意識し、必要に応じて測定する。
- その結果、暑さ指数が3.1を超える場合には、活動を中止する。
- 判断者については管理職、測定者は管理職及び授業者とする。
- 測定した数値は、活動ごとに、所定の「暑さ指数記入簿」に確実に記入する。

【3. 児童への熱中症防止に関する指導について（次の点について学級指導を行う。）】

- 屋外において活動するときには、帽子を着用すること、薄着になること
- 運動するときには、こまめに水分を補給し休憩をとること
- 運動前に自分の体調を確認すること
- 体調不良を感じた場合にはためらうことなく教職員等に申し出ること